



- (6) 日本電気㈱の技術支援及び保守支援について直接依頼を行うこと。  
なお、技術支援及び保守支援とは以下のものをいう。
- ・各種パッケージ、電源部分、CPU の貸出
  - ・質問事項の問い合わせ
  - ・メーカー技術者の派遣
  - ・各種データ及び故障の解析
  - ・日本電気㈱による保守対象機器の環境作成及び故障状況の再現・対策作業等実施
- (7) 技術者の変更は、原則として年度内において行わず、やむを得ず変更する場合は変更届を提出し、承諾を得た上で行うこととする。交代の最終的な判断は、十分な引継ぎ期間を設けた上で、業務の円滑な実施が可能と判断できる検証結果が出た段階で行うこと。
- (8) 業務に従事する者は、受託者所定の名札、制服を着用すること。
- (9) 名古屋市立大学桜山地区敷地内(建物内、車中含む)及び敷地に接する周辺道路での喫煙は禁止する。
- (10) 委託料の支払いについては、1年分の契約金額を12月で分割したものを、該当月の業務終了後、翌月受託者が委託者に請求するものとする。  
支払いは、月毎の作業報告書及び委託完了報告書の提出確認を行った後とする。
- (11) 契約期間内に、設備更新等により、保守対象設備が変更になった時には、委託料の見直しについて委託者と十分に協議を行うこと。
- (12) 本仕様書に記載されない事項、また疑義が生じた際は、委託者と充分協議の上、その指示に従うこと。
- (13) この契約による事務の処理の委託を受けた者は、この契約による事務を処理するに当たり、障害のある方に対して、別添「障害者差別解消に関する特記仕様書」に則った対応を行わなければならない。

(別記1)

- 1 SV9500—160電子交換機 ..... 一 式  
(DC48V電源盤を含む)

収容回線

	回線種別	回線数		備考
		現用	実装	
外 線	デジタル局線	2	2	INS1500
	アナログ局線	19	24	
	アナログ専用線(LD)	10	16	専用線
	デジタル専用線(CCIS)	32	32	ナースコールシステム連動専用
内 線	多重化配線装置内線数 (アナログ回線数)	917	1448	
	(デジタル回線数)	79	152	
	アナログ内線	730	768	
	デジタル内線	36	48	
	中継台I/F回線	4	4	
	デジタルコトレス電話機用アンテナ	310	312	

- 2 電源装置(電灯分電盤を含む) ..... 一 式  
・整流器 : DC48V 75A、入力電圧(60sq 3W AC200V)  
・蓄電池 : DC48V SNSX型 200AH(停電対応1時間)
- 3 主配線盤(MDF) ..... 一 式
- 4 局線中継台(据置台付) ..... 4 席
- 5 保守コンソール ..... 一 式
- 6 通話料金管理装置(インバーター電源装置を含む) ..... 一 式
- 7 非常通報装置(無停電電源装置を含む) ..... 一 式
- 8 BS51 PHSアンテナ ..... 310 個
- 9 電話機(病棟・中央診療棟、外来診療棟、東棟、西棟)
- (病棟・中央診療棟) アナログ電話機 ..... 647 台  
アナログ多機能電話機 ..... 93 台  
デジタル多機能電話機 ..... 90 台  
PHS電話機 ..... 1624 台
- (外来診療棟) アナログ電話機 ..... 56 台  
アナログ多機能電話機 ..... 194 台  
デジタル多機能電話機 ..... 25 台
- (東棟) アナログ多機能電話機 ..... 22 台
- (西棟) アナログ電話機 ..... 117 台
- 10 電話機(大学キャンパス)
- ボタン電話主装置 ..... 35セット  
デジタルボタン電話機 ..... 644 台  
アナログ電話機 ..... 441 台
- 11 UG50 回線多重化装置 ..... 78 台

(別記2)

## SV9500—160保守点検基準

### 1 点 検

- (1) 各種警報装置機能試験 ..... 週 2 回
- (2) 局線回路(付属設備一切)機能試験 ..... 週 1 回
- (3) 各種トランク動作試験 ..... 週 1 回
- (4) 電源動力設備動作性能試験 ..... 週 1 回
- (5) 内線回路動作性能試験 ..... 年 2 回
- (6) 機内配線全般の点検整備補修(軽微な配線の移転を含む) ..... 年 2 回

### 2 調 整

- (1) 点検によって発見された不良個所については、その都度調整を行い、常に良好な状態で使用できるようにすること。

### 3 清 掃

電話交換機室内は、常に清潔を保ち、機器に障害をきたさないようにするとともに下記のとおり清掃を実施すること。

- (1) 交換機全般及び室内の清掃                      年 2 回
- (2) 電源動力設備全般の清掃                      月 1 回

### 4 その他

- (1) 交換機設備台帳及び線番表の作成管理をする。
- (2) 保守点検日に実施する保守点検以外のデータ設定・変更等は本契約内の業務とする。

(別記3)

(1) SV9500—140(ナースコール連動用) 保守機器一覧

1	UNIVERGE SV9500—140 コミュニケーションサーバ本体 (1,000クライアント)	一式
2	電源装置(電灯分電盤を含む) ・整流器 : DC100V 30A ・蓄電池 : NP-38-12 12V 38Ah(停電対応3時間)	一式
3	MG-SIP(ナースコール接続用ゲートウェイ)	20台
4	QXS3326TP(病院LAN接続用スイッチ)	1台
5	SV9500—140用保守コンソールPC	1台

(2) 点検内容

1	SV9500—140各種警報機能試験	月1回
2	SV9500—140各種回路(付属設備一切)機能試験	月1回
3	ゲートウェイ・スイッチ目視(稼働ランプ)確認点検	月1回
4	電源装置動作性能試験	月1回
5	SV9500—140及びゲートウェイ・スイッチに関連するLANケーブルの点検整備	年2回
6	SV9500—140本体全般の清掃	年2回

(3) 障害受付・対応

障害(不具合)発生時は、24時間365日受付・対応し、本学の運営に支障ないように、直ちに、対応可能な技術者を派遣すること。

(4) 本保守点検委託契約対象外項目

移設増設工事対応、各種キャリア(回線業者)側修理変更費

携帯電話回線障害に関する費用、停電時の障害対応

電話機・携帯端末(スマートフォン・タブレット・モバイル機器等)修理費

ナースコール側関連機器、医事課情報システム系管轄機器、電池等消耗品

## 保守委託業務条件

### 1 保守業務従事者資格について

保守業務従事者は、設置されている交換機等(動力電源2次側供給を含む)を保守するため、AI・DD総合種又はアナログ1種とデジタル1種の工事担任者資格を有し、現行規模の交換機に熟知した者を配置すること。あわせて第2種電気工事士以上の資格を有する者とする。

### 2 製造メーカー支援体制の確立について

保守委託契約会社は、対象機器に必要な保守点検・修理の技術を有すると共に、本学の電話交換設備を良好に保つため、対象機器の修理部品供給に努めること。

### 3 実績と故障体制の確立について

- (1) 保守委託契約会社は、日本電気株式会社製の電話交換機(アナログ内線数1000回線以上)の保守管理業務を過去5年間に履行した実績を有すること。
- (2) 保守委託契約会社は、名古屋市内にサービス又はメンテナンスのための営業所等を有し、年間を通じて24時間体制で障害発生時の技術者派遣が可能であること。

### 4 その他

- (1) 名古屋市情報あんしん条例第12条及び同条例施行細則第32条の3に基づき、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、業務従事者に対し、その内容及び次の事項を周知しなければならない。
  - ア 守秘義務に関する事項
  - イ 情報の目的外使用の禁止又は制限に関する事項
- (2) 業務遂行上知り得た秘密は別紙1「情報の保護及び管理のための特記仕様書(業務委託用)」に従い、他に漏らさないこと。業務を解かれた後も同様とする。

## 情報取扱注意項目

### (基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### (関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

### (適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

### (再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

### (複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

### (情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

### (情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

### (報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

### (従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

### (契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
  - (2) 損害賠償を請求すること。
  - (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

### (特定個人情報に関する特則)

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 乙は、前 3 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

### (電子情報の消去に関する特則)

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。



## 障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第 1 条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第 2 条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。